

意見書案第3号

自治体会計年度任用職員の勤勉手当など処遇改善を求める意見書の提出について

別紙、自治体会計年度任用職員の勤勉手当など処遇改善を求める意見書を関係方面に提出されたく、宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出いたします。

令和5年（2023年）6月29日

宝塚市議会議長 富川 晃太郎 様

（発議者）

宝塚市議会議員	浅谷 亜紀
同	桑原 健三郎
同	池田 光隆
同	三宅 浩二
同	北野 聡子
同	大島 淡紅子

自治体会計年度任用職員の勤勉手当など処遇改善を求める意見書

地方自治法の改正で自治体の非正規職員である会計年度任用職員に支給されていなかった勤勉手当の支給が可能となりました。

公務員のボーナスは期末手当と勤勉手当の両方が支給されていますが、会計年度任用職員のボーナスは期末手当しか支給されていませんでしたが、今回の法改正でパートタイム・フルタイムを問わず勤勉手当が支給できることとなります。

これは同一労働・同一賃金に向けた改善の一步であり、当然のことです。62万人を超える会計年度任用職員は今や「地方自治の重要な担い手」だからです。

2024年4月からの法律施行に向けて各自治体の条例化の実施が問われています。

そして、今後とも会計年度任用職員等の非正規職員の諸手当等の格差是正をはかり雇用安定と処遇改善が問われています。そのため、国として条例や規則の改正状況等各自治体への点検調査が必要ですし、適切な地方財政措置をはかられることが必要です。

そこで、政府におかれては、下記の事項を実現されるよう強く求めます。

記

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当を2024年4月から支給されるよう各自治体に指導すること。
- 2 各自治体の実施する勤勉手当の支給など会計年度任用職員の処遇改善のために必要な地方財政措置をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年（2023年）6月29日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 あて

宝塚市議会議長 富川晃太郎